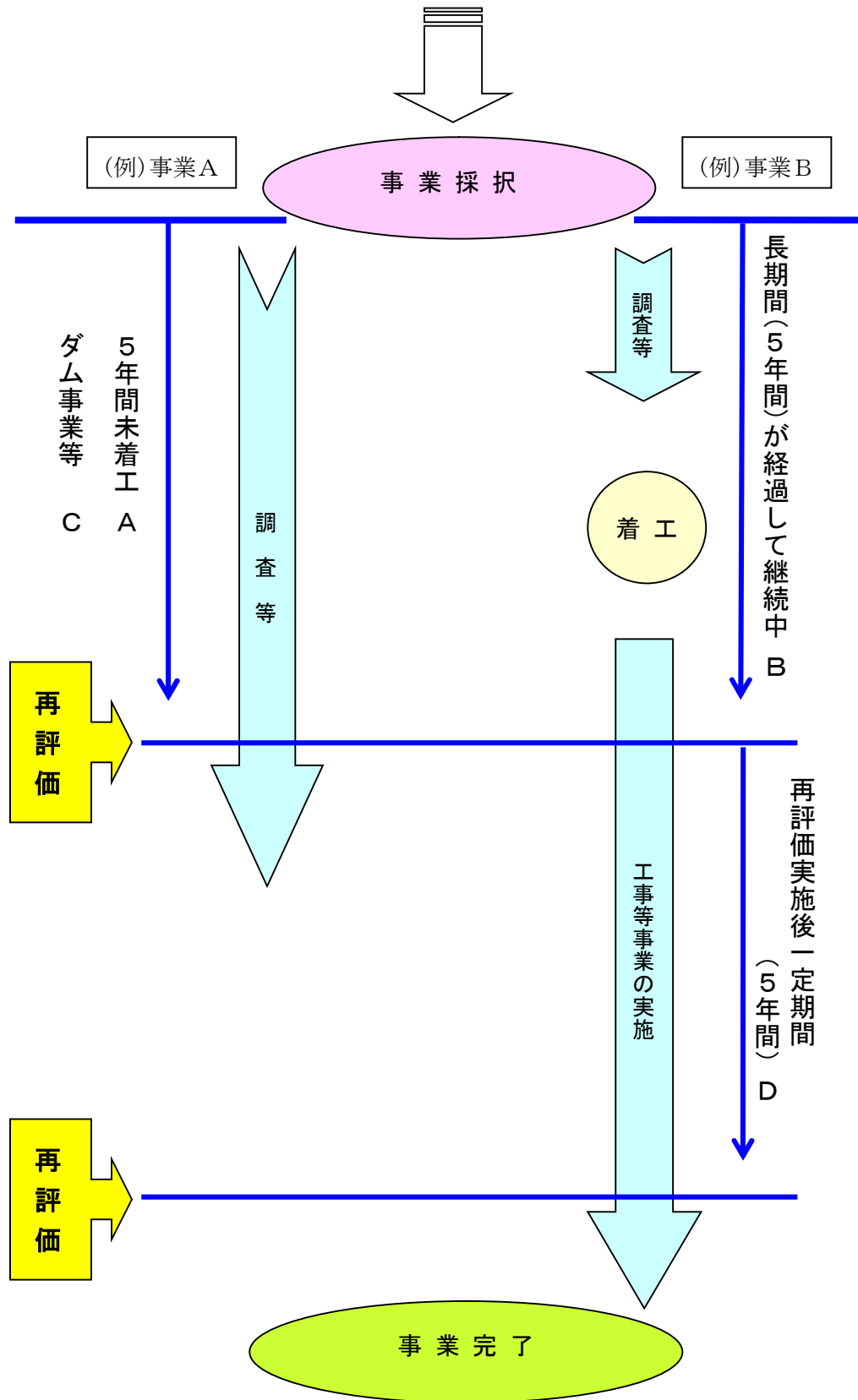


再 評 価 実 施 要 領

- 事業の流れと再評価（国土交通省） 参一 1
- 国土交通省所管公共事業の再評価実施要領 参一 2
- 河川及びダム事業の再評価実施要領細目 参一14
- 下水道事業の再評価実施要領細目 参一18
- 香川県公共事業評価実施要領 参一24

事業の流れと再評価（国土交通省所管公共事業）



※その他社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要性が生じた場合：E

国土交通省所管公共事業の再評価実施要領

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価を実施する。再評価は、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

第2 再評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての事業とする。ただし、国土交通省が所管する公共事業のうち、いわゆる「その他施設費」に係る事業の再評価については、別途定めるところによるものとする。

- (1) 直轄事業
- (2) 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人（以下「独立行政法人等」という。）が行う事業をいう。）
- (3) 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。以下同じ。））、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、(2)に該当するものを除く。）

第3 再評価を実施する事業

1 再評価を実施する事業は、以下の事業とする。

- (1) 事業採択後一定期間が経過した時点で未着工の事業
「事業採択」とは、「事業費の予算化」とする（以下同じ。）。また、この場合において、「一定期間」とは、第4の1(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については「3年間」、第4の1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については「5年間」とし、「未着工の事業」とは別紙-1のとおりとする。
- (2) 事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業
この場合において、「長期間」とは「5年間」とし、「継続中の事業」には一部供用されている事業を含むものとする。
- (3) 準備・計画段階で一定期間が経過している事業。ただし、次に掲げる事業で、着

工時の個別事業箇所が明確なものに限る。

① 高規格幹線道路に係る事業、地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等（高速自動車国道又は都市高速道路に係る事業を除く。）で大規模なもの（着工準備費を予算化したものに限る。）。

② 実施計画調査費を予算化したダム事業。

なお、「準備・計画段階」とは、①に掲げる事業については「着工準備費の予算化から事業採択に至るまでの段階」、②に掲げる事業については「実施計画調査費の予算化から河川整備計画に位置づけられるまでの段階」とし、「一定期間」とは、第4の1(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については「3年間」、第4の1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については「5年間」とする。

(4) 再評価実施後一定期間が経過している事業

この場合において、「再評価実施後一定期間が経過している事業」とは、第4の1(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、「再評価実施後に5年間が経過した時点で継続中（一部供用事業を含む。）又は3年間が経過した時点で未着工の事業」とし、第4の1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、「再評価実施後に5年間が経過した時点で継続中又は未着工の事業（一部供用事業を含む。）」とする。

(5) 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

この場合において、再評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、事業費や事業期間等の進捗状況を適時・適切に確認する取組を行った事業についてはその結果も踏まえ、再評価の実施主体（第4の1(1)に定める再評価の実施主体をいう。以下同じ。）又は所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。）の長が行うものとする。

2 留意事項

(1) 高速自動車国道に係る事業、都市高速道路に係る事業及び新幹線鉄道に係る事業については、工事実施計画の認可をもって事業費の予算化が決定されたとみなす。

(2) 事業費又は着工準備費が予算化された後、都市計画の決定又は変更が行われた事業については、「事業採択」の定義における「事業費の予算化」及び「準備・計画段階」の定義における「着工準備費の予算化」を「都市計画の決定又は変更」に、また、事業費の予算化後、河川整備計画の策定又は変更が行われ、当該事業が河川整備計画中に位置づけられる事業については、「事業採択」の定義の「事業費の予算化」を「河川整備計画の策定又は変更」に読み替えることができるものとする。

第4 再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存

1 再評価の実施手続

- (1) 再評価の実施主体は以下のとおりとする。
 - ① 直轄事業にあつては、地方支分部局等。
 - ② 独立行政法人等施行事業にあつては、独立行政法人等。
 - ③ 補助事業等にあつては、地方公共団体等、地方公社又は民間事業者等（国、独立行政法人等、地方公共団体等又は地方公社以外のものをいう。以下同じ。）。
- (2) 再評価の実施時期は以下のとおりとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、概算要求書の財務省への提出時までとする。
 - ① 第3の1(1)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、事業採択後3年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
 - ② 第3の1(2)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、事業採択後5年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
 - ③ 第3の1(3)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、着工準備費又は実施計画調査費の予算化後3年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、着工準備費又は実施計画調査費の予算化後5年目の年度末までに実施する。
 - ④ 第3の1(4)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、再評価実施時から5年間（継続中の場合）又は3年間（未着工の場合）が経過後の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、再評価実施時から5年間が経過後の年度末までに実施する。
- (3) 再評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。
 - ① 直轄事業 地方支分部局等は、再評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等（以下「データ収集等」という。）を行い、再評価を受けるために必要な資料（以下「再評価に係る資料」という。）を作成し、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、事業の継続の方針（必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。）又は中止の方針（中止に伴う事後措置を含む。）（以下「対応方針」という。）（原案）を作成し、学識経験者等の第三者から構成される委員会（以下「事業評価監視委員会」という。）の意見を聴き、対応方針（案）を決定するとともに、対応方針（案）の決定理由等を添えて本省等（本省又は外局をいう。以下同じ。）に提出する。本省等は、地方支分部局等と協議しつつ、対応方針（案）に検討を加え、当該事業

の対応方針を決定する。

- ②1) 独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業を除く。） 独立行政法人等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、関係する都道府県・政令市の意見を聴いた上で、対応方針（原案）を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針（案）を決定するとともに、対応方針（案）の決定理由等を添えて本省等に提出する。本省等は、独立行政法人等と協議しつつ、対応方針（案）に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。
- 2) 独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業に限る。） 独立行政法人等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、地方公共団体等と十分な調整を図った上で事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針を決定するとともに、対応方針の決定理由等を添えて本省等に提出し、必要な場合は補助金交付等に係る要求（間接補助事業の場合には地方公共団体が実施。また、一般国道の新設、改築に係る大臣認可申請を含む。以下同じ。）を行う。本省等は、対応方針及びその決定理由を踏まえ、当該事業の補助金交付等（一般国道の新設、改築に係る大臣認可を含む。以下同じ。）に係る対応方針を決定する。
- ③ 補助事業等 地方公共団体等、地方公社又は民間事業者等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針を決定するとともに、対応方針の決定理由等を添えて本省等に送付し、必要な場合は補助金交付等に係る要求を行う。本省等は、対応方針及びその決定理由を踏まえ、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。
- (4) 河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置付けるものとする。また、独立行政法人等施行事業においても、河川整備計画の策定・変更の手続きの実施主体は地方支分部局等又は地方公共団体とする。
- (5) 高速自動車国道の暫定区間の車線数の増加に係る事業については、本省等の学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、整備計画の変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置付けるものとする。

2 再評価結果、対応方針等の公表

対応方針の決定者及び所管部局等は、1 (3) ①及び②1) に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、1 (3) ②2) 及び③に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後（年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後）、再評価結果

及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所では予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時に公表するものとする。

3 関係資料の保存

- (1) 対応方針の決定者及び所管部局等は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、再評価結果及び対応方針等に関する資料を保存するものとする。
- (2) 再評価の実施主体は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を適確に実施するために必要となる関係資料を保存するものとする。

4 一括配分に係る事業に関する特例事項

一括配分に係る事業（地方支分部局等の長が年度予算の支出負担行為の実施計画に関する書類の一部となる計画の作製に係る事務を行う事業）については、以下のとおりとする。

① 1(3)の規定については、以下のとおりとする。

- 1) 1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、1(3)②2)及び③の「本省等」を「当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。
- 2) 1)の場合、地方支分部局等は、補助金交付等に係る対応方針等を本省等に送付するものとする。

② 2の規定については、「所管部局等」を「所管部局等及び当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。

第5 再評価の手法

1 再評価手法の策定

- (1) 所管部局等は、事業種別ごとの費用対効果分析を含む再評価手法を策定する。なお、事業種別ごとの再評価手法の策定に当たっては、評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の1に定める評価手法研究委員会をいう。）に意見を聴くものとする。
- (2) 大臣官房は、評価手法について事業種別間において共通的に考慮すべき事項（以下、「共通的事項」）について策定する。なお、共通的事項を策定するに当たっては、公共事業評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の3に定める公共事業評価手法研究委員会をいう。）の意見を聴くものとする。
- (3) 大臣官房及び所管部局等は、それぞれ策定した共通的事項及び事業種別ごとの再

評価手法を公共事業評価システム検討委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第6に定める公共事業評価システム検討委員会をいう。以下「検討委員会」という。）に報告するとともに、策定した再評価手法を公表するものとする。

- (4) 再評価手法の改善については、第5の1(1)、(2)及び(3)の「策定」を「改善」に読み替えるものとする。

2 再評価手法の改善

所管部局等は、再評価の精度の向上を図るため、再評価の実施の状況等を踏まえ、必要に応じて事業種別ごとに再評価手法について検討を加え、その結果に基づいて必要な改善を行うものとする。

また、公共事業評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の3に定める公共事業評価手法研究委員会をいう。）において、再評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について検討するものとする。

3 再評価の視点

再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

① 事業の必要性等に関する視点

1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢の変化等事業を巡る社会経済情勢等の変化状況等。

2) 事業の投資効果

事業の投資効果やその変化。

原則として再評価を実施する全事業について費用対効果分析を実施するものとする。

なお、事業採択時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が著しく大きい等費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合にあっては、再評価実施主体は、費用対効果分析を実施しないことができるものとする。

3) 事業の進捗状況

再評価を実施する事業の進捗率、残事業の内容等。

② 事業の進捗の見込みの視点

事業の実施のめど、進捗の見通し等。

③ コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減の可能性や事業手法、施設規模等の見直しの可能性。

4 対応方針又は対応方針（案）決定の考え方

- ① 3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあつて、③の視点による再評価により事業の見直しを図る必要がないと判断できる場合には、事業を継続することができるものとする。
- ② 3の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあつて、③の視点による再評価に基づき、事業手法、施設規模等の見直しを実施することによって3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあつては、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。
また、3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断される場合にあつても、③の視点による再評価に基づく事業の見直しを実施することで事業の効率化が図られると判断できる場合においては、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。
- ③ 3の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあつて、③の視点による再評価により、事業手法、施設規模等の見直しを実施した場合においても継続が妥当と判断できない場合は、事業を中止するものとする。
- ④ 河川事業、ダム事業については、河川整備計画の策定・変更にあたり、学識経験者等から構成される委員会等が設置され、審議中である場合には、その審議状況を踏まえて、当面の事業の対応方針について判断するものとする。

第6 事業評価監視委員会

再評価の実施主体の長は、再評価に当たって事業評価監視委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

1 事業評価監視委員会の設置

再評価の実施主体の長は、再評価の実施に当たり第三者の意見を求める諮問機関として、事業評価監視委員会を設置するものとする。事業評価監視委員会は、地方支分部局等、都道府県、政令指定都市又は独立行政法人等ごとに原則として1つ設置するものとするが、都道府県又は政令指定都市については、必要に応じ事業種別を勘案して複数設置することができるものとする。なお、自ら事業評価監視委員会を設置する方法に代えて、独立行政法人等は地方支分部局等の事業評価監視委員会に、市町村等（政令指定都市を除く。）は都道府県の事業評価監視委員会に、地方公社又は民間事業者等は地方公共団体の事業評価監視委員会に依頼する方法も採りうるものとする。

2 事業評価監視委員会における審議対象事業

事業評価監視委員会は、再評価の実施主体が再評価を実施する全ての事業の対応方針（原案）について審議するものとする。

3 事業評価監視委員会の役割

事業評価監視委員会は、再評価の実施手続きを監視し、当該事業に関して再評価の実施主体が作成した対応方針（原案）に対して審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、意見の具申を行うものとする。

4 事業評価監視委員会における審議方法

審議方法は、各事業評価監視委員会が決定する。その際、審議の公開又は議事録の公表等により審議過程の透明性を確保するとともに、事業の特性に応じた判断や技術的判断等が可能な運営となるよう配慮するものとする。

5 事業評価監視委員会の意見の尊重

再評価の実施主体の長は、事業評価監視委員会より意見の具申があったときは、これを最大限尊重し、対応を図るものとする。

6 河川整備計画の点検の手続きによる場合の取扱

河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。

第7 その他

1 再評価に係る重要事項の検討

本要領の改定等の再評価に係る重要事項は、検討委員会において検討し、決定するものとする。

2 所管部局等と各再評価の実施主体との密接な連携、調整

所管部局等と各再評価の実施主体は、ヒアリング、相談等により、密接な連携、調整を図るものとする。

3 沖縄における事業の取扱

内閣府に予算が一括計上される事業については、内閣府と十分調整を図るものとする。

4 事業種別ごとの実施要領の細目

所管部局等は、本要領に基づき、事業種別ごとの再評価についての実施要領の細目を定め、検討委員会に報告するものとする。

第8 施行

- 1 本要領は、平成30年3月30日から施行する。
- 2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（平成28年3月31日改定）」は、廃止する。

第9 経過措置

- 1 第4の1(3)①及び②(1)に掲げる種類の事業については、以下のとおり経過措置を設ける。
 - (1) 平成22年度に、以下に該当する事業については、平成23年1月末までを目途に再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。
 - ① 事業採択後5年間が経過して未着工の事業
 - ② 事業採択後10年間が経過して継続中の事業
 - ③ 準備・計画段階で5年間が経過している事業
 - ④ 再評価実施後5年間が経過して継続中又は未着工の事業
 - (2) (1)に該当する事業を除き、平成22年度に、第3の1に該当する事業及び第3の1に規定する期間を超過している事業については、平成24年1月末までを目途に再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表することができるものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として平成24年度予算の概算要求書の財務省への提出時までとする。
- 2 第4の1(3)②(2)及び③に掲げる種類の事業については、以下のとおり経過措置を設ける。
 - (1) 平成22年度に、事業採択後10年間が経過して継続中の事業については、平成22年度末までに再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。
 - (2) (1)に該当する事業を除き、平成22年度に、第3の1(2)に該当する事業及び第3の1(2)に規定する期間を超過している事業については、平成23年度末までに再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表することができるものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として

平成24年度予算の概算要求書の財務省への提出時までとする。

「事業採択後一定期間経過後で未着工の事業」の定義

事業名	未着工の定義
河川事業	用地買収手続、工事ともに未着手
ダム事業	用地買収手続、工事ともに未着手
砂防・地すべり対策事業	用地買収手続、工事ともに未着手
海岸事業	用地買収手続、工事ともに未着手
道路、街路事業	用地買収手続、工事ともに未着手
土地区画整理事業	用地買収手続、仮換地指定、建物移転、工事ともに未着手
市街地再開発事業	権利変換計画又は管理処分計画が未決定、かつ用地買収手続又は補償手続に未着手
港湾整備事業	工事に未着手
空港整備事業	設置告示がなされていない又は用地買収手続等に未着手
航空路整備事業	実施設計又はシステム設計に未着手
都市・幹線鉄道整備事業	工事に未着手
整備新幹線整備事業	工事に未着手
船舶交通安全基盤整備事業	工事に未着手
住宅市街地基盤整備事業	道路、公園、下水道、河川等の公共施設整備事業について、通常事業に準じて設定
住宅市街地総合整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
下水道事業	用地買収手続、工事ともに未着手
都市公園等事業	用地買収手続、工事ともに未着手

河川及びダム事業の再評価実施要領細目

第1 目的

本細目は、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（以下「実施要領」という。）」に基づき、河川及びダム事業の再評価を実施するための運用を定め、もって適正に再評価を実施し、河川及びダム事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

第2 再評価の対象とする事業の範囲

河川及びダム事業のうち以下の事業を除く全ての事業を対象とする。ただし、当該年度完成予定事業は除く。

- (1) 河川工作物関連応急対策事業
- (2) 河川維持修繕事業及び堰堤維持事業等維持・修繕に係る事業
- (3) 河川激甚災害対策特別緊急事業等の災害に係る事業
- (4) 災害復旧に係る事業

第3 再評価を実施する事業

1 用語の定義

(1) 事業採択

「事業採択」とは、再評価の実施単位（以下「評価単位」という。）に事業費が予算化されたことをいう。

(2) 未着工の定義

河川事業における「未着工の事業」とは、用地買収等の契約が1件も成立しておらず、かつ、工事（当該事業に係る附帯工事を含む。）に未着手の事業をいう。

ダム事業における「未着工の事業」とは、用地補償基準が未妥結、かつ工事に未着手の事業をいう。ただし、用地補償基準を作成しない事業の場合、「用地補償基準が未妥結」を「用地買収等の契約が1件も成立しておらず」と読み替えるものとする。

2 事業評価の単位の取り方

河川事業における評価単位は、一連の整備効果を発現する区間を基本とする。ただし、当該評価単位が非常に長大なものとなり一括の評価が困難である場合、同一区間でも整備の目的が異なる場合（例えば、通常改修と内水対策等）等においては、必要に応じて適切に評価単位を分割するものとする。

ダム事業における評価単位については、原則として事業採択の単位とする。

第4 再評価の実施及び結果等の公表

1 再評価の実施手続

(1) 独立行政法人等施行事業の取り扱い

①独立行政法人水資源機構法（平成19年3月31日法律第23号）第12条第1項第1号に規定する独立行政法人水資源機構（以下「水資源機構」という。）施行のダム事業の取り扱いについては、次のとおりとする。

1) 再評価の実施主体

関係地方整備局及び水資源機構等とする。

2) 再評価の進め方

再評価に係る資料の作成及び対応方針（案）の決定は、関係地方整備局及び水資源機構が共同して行うものとする。

②独立行政法人都市再生機構法（平成19年3月31日法律第19号）第18条第1項第4号に規定する独立行政法人都市再生機構（以下「都市再生機構」という。）施行の河川事業の取り扱いについては、次のとおりとする。

1) 再評価の実施主体

関係地方公共団体及び都市再生機構等とする。

2) 再評価の進め方

再評価に係る資料及び対応方針（案）の作成及び対応方針の決定は、関係地方公共団体と都市再生機構が共同して行うものとする。

(2) 資料の提出先

直轄事業及び水資源機構施行事業（以下「直轄事業等」という。）については、再評価に係る資料、対応方針（案）及びその決定理由等を本省河川局河川計画課（以下「河川計画課」という。）に提出する（水資源機構施行事業については、関係地方整備局及び水資源機構の連名で河川計画課に提出する）ものとし、補助事業及び都市再生機構施行事業（以下「補助事業等」という。）については、再評価に係る資料、対応方針及びその決定理由等を当該事業を所管する地方支分部局等（以下「地方支分部局等」という。）を経由して、河川計画課に送付する（都市再生機構施行事業については、関係地方公共団体及び都市再生機構の連名で河川計画課に送付する。）ものとする。

ただし、補助事業において地方支分部局等の長が年度予算の支出負担行為の実施計画に関する書類の一部となる計画の作製に係る事務を行う事業（以下「一括配分に係る事業」という。）については、地方支分部局等は補助金交付に係る対応方針等を別紙③④により河川計画課に速やかに送付するものとする。

(3) 都道府県からの意見聴取について

直轄事業等については、河川法（昭和39年法律第167号）第60条第1項及び第63条第1項の規程により費用を負担することとなる都道府県の意見を聴くものとする。意見の聴取の実施時期は事業評価監視委員会への意見聴取を行う前までに行うものとする。

(4) 河川整備計画の策定・変更の活用について

実施要領第4の1(4)の規定に基づき河川整備計画の策定・変更により再評価の手続を行う場合には、実施要領第4の1再評価の実施手続き、及び実施要領第5の3再評価の視点等の規定を踏まえ、実施要領に基づき適正に評価を実施するものとする。

第5 再評価の手法

1 再評価の視点

河川及びダム事業については、実施要領第5の3に規定する各視点ごとに、原則として以下の評価項目に基づいて再評価を実施するものとする。なお、費用対効果分析については、別に定める「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づいて算定するものとする。

(1) 事業の必要性等

① 事業を巡る社会経済情勢等の変化

- 1) 災害発生時の影響
- 2) 過去の災害実績
- 3) 災害発生の危険度
- 4) 地域開発の状況
- 5) 地域の協力体制
- 6) 関連事業との整合 等

なお、環境整備に係る事業にあつては、上記4)から6)に加え、

- 7) 河川環境等を取りまく状況
- 8) 河川及びダム湖等の利用状況 等

② 事業の投資効果

- 1) 費用対効果分析

③ 事業の進捗状況

- 1) 事業採択年
- 2) 用地着手年、工事着手年
- 3) 事業進捗状況 等

(2) 事業の進捗の見込み

- ① 今後の事業スケジュール 等

(3) コスト縮減や代替案立案等の可能性

① 代替案の可能性の検討

② コスト縮減の方策 等

第6 事業評価監視委員会

実施要領第4の1(4)又は第6の6の規定に基づいて審議が行われた場合には、その結果を事業評価監視委員会に報告するものとする。

第7 施行

- 1 本細目は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 本細目の施行に伴い、平成21年12月24日に改定された「河川及びダム事業の再評価実施要領細目（国河計第88号）」は廃止する。

下水道事業の再評価実施要領細目

第1 目的

「下水道事業の再評価実施要領細目」は、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」に基づき、下水道事業の再評価を実施するための細目を参考としてまとめたものであり、下水道事業の効率的・効果的实施並びにその過程の透明性・客観性の一層の向上を図ることを目的とする。

第2 適用範囲

下水道事業の再評価の実施に当たっては各事業主体（独立行政法人を含む。）が当該事業の経緯、地域固有の条件、事業特性等を勘案しつつそれぞれの事業に応じた方法でこれを行うこととする。本細目は、標準的な下水道事業を対象として再評価を実施する場合を想定し、再評価の実施主体の参考となるよう策定したものである。事業特性等個別の事情により、本細目によることが適切でない場合については、再評価の実施主体において別途適切な方法を講じ、再評価を実施しなければならない。

第3 再評価の対象とする事業の範囲

1 対象事業

- ・ 公共下水道事業
- ・ 特定公共下水道事業
- ・ 特定環境保全公共下水道事業
- ・ 流域下水道事業
- ・ 都市下水路事業

但し、管理に係る事業等は再評価の対象から除外する趣旨に鑑み、新たな機能の付加・改良を伴わない単純な更新のみを行う事業については対象事業から除外する。

2 再評価の実施主体

再評価の実施主体は、事業の実施主体とする。

- ・ 公共下水道事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、都市下水路事業については、原則として市町村又は一部事務組合とする。都道府県代行制度により事業を実施している場合においては、都道府県の協力を得たうえで市町村とする。
- ・ 流域下水道事業については、流域関連の公共下水道及び特定環境保全公共下水道の事業主体である市町村又は一部事務組合の協力を得たうえで都道府県とする。

- ・独立行政法人が事業を直接施行している場合においては、下水道管理者である地方公共団体と十分な調整を図ったうえで独立行政法人とする。

第4 再評価を実施する事業

1 事業単位の取り方

- ・事業箇所毎に全体計画を対象として再評価を実施する。
全体計画に含まれる地方公共団体の単独事業については、これを含めたうえで一体的に評価を行う。
なお、独立行政法人が直接施行している事業については、当該事業箇所毎に再評価を実施する。
- ・流域下水道事業は、原則として処理区（分流式の雨水については排水区）を単位にして評価を実施する。
なお、流域下水道事業については、流域関連の公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業と一体的に評価を行うとともに、排水区の地形特性・被害実態等を勘案し、関連する排水区を一括して評価を行うことができるものとする。
- ・公共下水道事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業（いずれも流域関連の事業を含む）は、原則として処理区（分流式の雨水について排水区）を単位にして評価を行う。
但し、小規模な事業については、市町村単位で一括して評価を行うとともに、排水区の地形特性・被害実態等を勘案し、関連する排水区を一括して評価を行うことができるものとする。
- ・公共関連の特定環境保全公共下水道事業については、公共下水道事業と一体的に評価を行う。
- ・都市下水路事業は、事業箇所を単位として評価を行う。
但し、近接して1市町村内に複数の都市下水路事業がある場合においては、流域単位に一括して評価を行うことができるものとする。

2 事業採択、未着工の定義

(1) 事業採択

「事業採択」とは、「事業費が予算化された時点」とする。「事業費が予算化された」とは、当該事業の補助対象事業費が財政法第34条の2第1項の規定に基づき財務大臣の承認を受けたことをいう。

(2) 用地買収手続きに着手していない事業

「用地買収手続きに着手していない事業」とは、「用地買収の契約が1件も成立していない事業」とする。

(3) 工事に着手していない事業

「工事に着手していない事業」とは、「現地における工事中測量及び地質調査等に着手していない事業」とする。

3 事業採択後5年間を経過した時点で着手済みの事業について、再評価の実施の必要性を判断する際の視点

以下の項目により事業が順調に進展しているか確認し、再評価の実施の必要性を判断するものとする。

(1) 関連計画及び関連事業の状況

上位計画等の変更の有無、関連事業の進捗状況。

(2) 事業の進捗状況

下水道法第4条第1項の規定に基づき国土交通大臣の認可を受けた事業計画（以下「事業計画」という。）と当該時点における事業の進捗状況の比較。

(3) 地元情勢

事業に係る地権者及び周辺住民の事業に対する協力等の状況。

4 社会経済情勢の急激な変化及び技術革新等により、再評価の実施の必要性を判断する際の視点

上位計画等の変更、関連事業の休止・中止等、社会経済情勢の急激な変化及び技術革新等があった場合には、3.の指標及び以下に基づき、再評価の実施の必要性を判断するものとする。

(1) 技術革新

新技術等の技術革新の事業手法等への適用の有無。

5 事業採択後5年間を経過した事業及び再評価実施後5年間を経過した事業について、再評価の評価手法を選択する際の視点

第3の1で定める全ての事業を対象に、3.に掲げる項目について評価手法選定表により確認を行い、評価手法を選択する。確認の結果、全ての項目について順調に進展していると認められる場合には第6の2に定める「チェックリスト等による評価手法」によるものとし、それ以外の場合については第6の1に定める「詳細な評価手法」によるものとする。

その際、下水道事業は、事業単位が市町村又は複数市町村にわたる広域的なものであること、事業内容が汚水処理、浸水対策、高度処理、処理水及び汚泥の有効利用等と多彩なことなどから、当初より長期的な計画を策定し、段階的に整備を行っていくことが効率的であること、このため事業期間が必然的に10年を越えることが多いことなどを踏まえた上で再評価の評価手法を選択し、効率的な再評価を行う必要がある。

なお、評価手法選定表については、別に定める。

また、複数の処理区又は排水区を有する市町村については、再評価実施時期を揃え

るため、再評価を実施する処理区又は排水区に合わせてその他の処理区又は排水区の再評価を行うことができるものとし、流域関連の公共下水道及び特定環境保全公共下水道事業については、流域下水道事業の再評価時において、一体として再評価を実施できるものとする。

6 下水道法に基づく事業計画変更の扱い

事業採択後、事業計画の変更が行われた事業のうち、新たに追加された処理区については、「事業費が予算化された時点」を「事業計画の変更が行われた時点」に読み替えることとする。

第5 再評価の実施及び結果等の公表

1 再評価の実施手続き

(1) 評価の実施部局

再評価の実施主体は、事業主体である地方公共団体及び独立行政法人であり、そのうち、下水道事業の所管部局が中心となって再評価を実施する。

(2) 再評価に係る資料

再評価に係る資料は、以下の通りとする。なお、必要に応じ資料の追加等ができるものとする。

① 事業概要

事業名、処理区名及び面積 (ha 単位)、処理施設の名称、処理方法、処理能力 (晴天時日最大、雨天時日最大)、計画処理人口、事業採択年度、事業費 (補助対象事業費、単独事業費)

② 再評価に関する指標

第6の1に定める指標とする。

但し、チェックリスト等による評価手法による場合は、第6の2に定める項目とする。

(3) 事業評価監視委員会に提出する資料

事業評価監視委員会に提出する資料は、以下の通りとする。

① 再評価に係る資料

② 対応方針 (事務局案)

③ 再評価を実施する事業の一覧表

(4) 再評価の実施時期

事業主体は、当該年度に再評価を実施した事業について、毎年11月末日までに再評価に係る資料を作成し、対応方針を決定したうえで補助金交付等に係る要求を行う。その際、再評価に係る資料及び対応方針を併せて提出する。

なお、再評価の実施主体は、補助金交付等に係る要求に当たっては、再評価結果、

対応方針等について公表する。

(5) 再評価結果等の提出先

再評価に係る資料及び対応方針の提出先は、必要に応じて当該補助事業を所管する地方支分局等を経由して、国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道事業課とする。

2 評価結果，対応方針等の公表

(1) 公表内容

国土交通省都市・地域整備局下水道部及び地方支分部局等は、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」第4の2項に従い、再評価の実施主体から提出された資料等をもとに当該事業の補助金交付に関する対応方針を決定し、翌年度予算の実施計画策定時に以下の資料を公表する。

- ・再評価を実施した事業
- ・対応方針
- ・事業評価監視委員会における意見の具申内容等結論に至った経緯

(2) 公表方法

公表は、記者発表、国土交通省都市・地域整備局下水道部における閲覧等によるものとする。

第6 評価の方法

1 詳細な評価手法の設定

再評価は、以下の指標に基づき実施するものとする。

(1) 事業の進捗状況に関する指標

- ・進捗率
- ・処理場用地の取得状況
- ・施設の供用状況
- ・供用開始区域の接続状況
- ・地元情勢等

(2) 事業を巡る社会経済情勢等の変化に関する指標

- ・社会経済情勢
- ・自然環境条件
- ・計画変更の有無及びその程度

(3) 費用効果分析

- ・費用効果分析の実施

原則として再評価を実施する全事業について、費用効果分析を実施するものとする。

なお、事業採択時において実施した費用効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用効果分析に要する費用が著しく大きい等費用効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合にあっては、再評価実施主体は、費用効果分析を実施しないことができるものとする。

(4) コスト縮減や代替案立案等の可能性に関する検討

- ・コスト縮減方策
- ・代替案の検討

なお、各指標に関する詳細な事項及び対応方針を決定する際の判断基準等（以下「評価手法」という。）については、別に定める。

但し、再評価の実施主体はこれらの評価手法を参考に、個別事業の特性に応じて評価手法を設定できるものとする。

2 チェックリスト等による評価手法の設定

第4の5において、チェックリスト等による評価手法を選択するものとされた事業については、以下の項目についてチェックリスト等により確認を行い、事業の継続の必要性を判断するものとする。

- ・事業の進捗率
- ・処理場用地の取得状況
- ・施設の供用状況
- ・供用開始区域の接続状況
- ・地元情勢の著しい変化の有無
- ・社会経済情勢の著しい変化の有無
- ・自然環境条件の著しい変化の有無
- ・全体計画の変更の有無
- ・費用効果分析の結果

原則として再評価を実施する全事業について、費用効果分析を実施するものとする。

なお、事業採択時において実施した費用効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用効果分析に要する費用が著しく大きい等費用効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合にあっては、再評価実施主体は、費用効果分析を実施しないことができるものとする。

第7 施行期日

- 1 本細目は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成19年11月22日に改定された下水道事業の再評価実施要領細目は廃止する。

香川県公共事業評価実施要領

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るとともに、事業計画の効果・効率性や事業効果の発現状況等の検証を行うため、県が事業主体となって実施する公共事業の評価（以下「事業評価」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2 事業評価の対象

対象とする事業は、県が事業主体として実施する事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業、局部改良事業等の比較的小規模な事業及び単独事業を除く全ての事業とする。

第3 事業評価の区分と対象範囲

事業評価の区分と対象範囲は、以下のとおりとする。

なお、以下に掲げる評価を実施する事業以外の事業についても、国の定める要領及び要綱等に準じ、適宜、適切な時期に評価を実施するものとする。

1 再評価

再評価を実施する事業は、以下の事業とする。

なお、再評価を実施しようとする年度に事業が完了又は既に主要な工事を完了している事業については、対象事業から除くことができるものとする。

- (1) 事業採択後5年目で未着工の事業
- (2) 事業採択後10年目で継続中の事業
- (3) 再評価実施後5年間が経過している事業
- (4) 上記以外の事業で、再評価の実施の必要が生じた事業

2 事後評価

事業完了後（又は事業計画終了後）一定期間（5年以内）が経過した事業（又は事業計画）で、県が事後評価を行う必要があると判断する事業

3 その他

上記1及び2以外の評価のうち、社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により事業評価の実施の必要が生じた事業

第4 事業評価の実施及び結果等の公表

1 事業評価の実施時期

- ① 第3の1(1)の事業については、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
- ② 第3の1(2)の事業については、事業採択後10年目の年度末までに実施する。
- ③ 第3の1(3)の事業については、再評価実施時から5年間が経過後の年度末までに実施する。
- ④ 第3の2の事業については、事後評価の対象となる年の年度末まで(又は事業計画期間の最終年度の年度末まで)に実施する。

2 評価結果等、対応方針等の公表

評価結果及び対応方針等を対応方針の決定理由、結論に至った経緯等とともに公表するものとする。

第5 事業評価の手法

事業評価にあたっては、対象事業の特性に応じて評価を行う際に整理すべき指標及び対応方針を決定する際の判断基準等(以下「評価手法」という。)について、適宜設定するものとする。

なお、国の定める要領及び要綱等に規定のある事業の評価を実施する場合は、国の定める要領及び要綱等に基づいた評価手法に準ずるものとする。

第6 対応方針の決定

知事は、事業評価の実施に当たり、第三者の意見を求める諮問機関として、香川県公共事業評価委員会を設置し、意見を聴き、その意見をできる限り尊重して、対象事業の対応方針(継続、事業計画の見直し、休止又は中止若しくは改善措置に関する方針等)を決定するものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、事業評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成24年8月17日から施行する。